

総務政策常任委員会資料

令和5年3月7日

監査事務局

1. 表紙・目次	01-02
2. 予算議案	03-06
3. 特別議案	
包括外部監査の契約について	07-09

1 予算議案

【議案第1号】

令和5年度一般会計当初予算案について（総括）

単位：千円

会計	令和5年度 当初予算額	財源内訳			令和4年度	
		国庫支出金	その他特定	一般財源	当初	現計予算額（11月）
監査事務局	190,087	0	0	190,087	182,732	183,276
一般会計	190,087	0	0	190,087	182,732	183,276
監査事務局	190,087	0	0	190,087	182,732	183,276

歳出予算説明資料P515より抜粋

1 予算議案

令和5年度一般会計当初予算案について

単位：千円

会計、科目、事項	令和5年度当初予算額	財源内訳			令和4年度	
		国庫支出金	その他特定	一般財源	当初	現計予算額(11月)
(会計) 一般会計	190,087	0	0	190,087	182,732	183,276
(款) 総務費	190,087	0	0	190,087	182,732	183,276
(項) 総務管理費	13,797	0	0	13,797	13,797	13,797
(目) 一般管理費	13,797	0	0	13,797	13,797	13,797
(事項) 外部監査費	13,797	0	0	13,797	13,797	13,797
(説明) 外部監査に要する経費						
1 外部監査費		13,797				

歳出予算説明資料P519より抜粋

1 予算議案

令和5年度一般会計当初予算案について

単位：千円

会計、科目、事項	令和5年度当初予算額	財源内訳			令和4年度	
		国庫支出金	その他特定	一般財源	当初	現計予算額(11月)
(項) 監査委員費	176,290	0	0	176,290	168,935	169,479
(目) 委員費	20,256	0	0	20,256	19,998	20,046
(事項) 委員報酬	18,819	0	0	18,819	18,746	18,794
(説明) 監査委員報酬等			18,819	監査委員	4名	
(事項) 運営費	1,437	0	0	1,437	1,252	1,252
(説明) 監査に要する経費 1 運営費			1,437			

歳出予算説明資料P519より抜粋

1 予算議案

令和5年度一般会計当初予算案について

単位：千円

会計、科目、事項	令和5年度当初予算額	財源内訳			令和4年度	
		国庫支出金	その他特定	一般財源	当初	現計予算額(11月)
(目) 事務局費	156,034	0	0	156,034	148,937	149,433
(事項) 職員費	143,153	0	0	143,153	137,051	137,547
(説明) 職員の人件費						
		143,153 職員数			18名	
(事項) 運営費	12,881	0	0	12,881	11,886	11,886
(説明) 事務局の運営に要する経費						
1 運営費		12,881				

歳出予算説明資料P519～P520より抜粋

【議案第36号】

包括外部監査契約の締結について

- 1 **提案の理由** 包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付すもの
- 2 **契約の目的** 包括外部監査規約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 3 **契約の金額** 13,793,000円を上限とする額
- 4 **契約の相手方** 宮崎市中村西2丁目3番23号 公認会計士 なかはら 中原 よしひろ 義博 (51歳)
- 5 **契約の期間** 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 6 **包括外部監査制度について**

監査機能の充実を図り、監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的に導入された制度で、外部の専門家による監査を実施するもの。本県では、平成11年度から導入しており、導入当初から公認会計士と委託契約を締結している。

7 直近の監査テーマ

年度	監査テーマ	契約の相手方
2	農林水産事業の補助金等に関する財務事務の執行について	公認会計士 坂元隆一郎
3	指定管理者制度導入施設の管理運営及び財務事務の執行について	公認会計士 坂元隆一郎
4	公社等に関する財務事務の執行等について	公認会計士 坂元隆一郎

【議案第36号】
包括外部監査契約について

【参考】

○地方自治法（抜粋）

第252条の36 次に掲げる普通公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一のものと同締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二 政令で定める市

2 (略)

3 前二項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第一項又は第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第一項各号に掲げる普通公共団体・・・(中略)・・・は、連続して四回、同一のものと包括外部監査契約を締結してはならない。

5 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。

一 包括外部監査契約の始期

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの

6～8 (略)

2 特別議案

